

7 月下旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

7 月 25 日(周六) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

7 月 25 日 (土) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

<h3>有关国民健康保险限度额适用认定证</h3>	<p>国民健康保険限度額適用認定証について</p>
<p>在医疗机关付费窗口支付自费医疗限度额的「限度額適用認定証」の有効期限为 7 月 31 日(周五)。 如果希望继续使用此证时, 必须重新申请。请带好现有的「限度額適用認定証」和印章, 前往资格支付课或者行政服务中心办理手续。但是, 如果保险费有滞纳时, 将会影响交付。</p>	<p>医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」の有効期限は 7 月 31 日(金)です。 引き続き交付を受けるためには、改めて申請が必要です。現在、お持ちの「限度額適用認定証」と印鑑を持って、資格給付課または行政サービスセンターで手続きしてください。ただし、保険料の滞納があると交付できない場合があります。</p>
<p>询问处: 资格支付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>問合先: 資格給付課</p>

儿童津贴・特例支付现状调查表是否已递交

児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか

<p>儿童津贴・特例支付的现状调查表的递交期限为 6 月 30 日。5 月份之前领取儿童津贴的人, 需要递交儿童津贴・特例支付现状调查表(已在 6 月 4 日已寄出)。 还未递交的人请尽快邮寄或递交到国民年金课、行政服务中心。 如果没有递交调查表, 6 月份以后将会被停止支付, 请注意。</p>	<p>児童手当・特例給付現況届の提出期限は 6 月 30 日でした。5 月まで児童手当を受給していた方は、児童手当・特例給付現況届(6 月 4 日に送付済)の提出が必要です。早急に郵送するか、国民年金課または行政サービスセンターに提出してください。 現況届の提出がない場合、6 月分以降の支給がいったん停止されますのでご注意ください。</p>
<p>询问处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>問合先: 国民年金課</p>

后期高齢者医疗保险

後期高齢者医療保険

<p>后期高齢者医疗制度的新保险证, 将于 7 月上旬用简易挂号信方式寄出。 被保险者证将送直接交给各家庭在家的人(需要在收据上盖章) 家中无人时, 邮局会代为保管 7 天, 此后会退回市役所, 请注意。 收到被保险者证时, 请核对住所, 姓名是否有误。旧的被保险者证请交还市役所。</p>	<p>後期高齢者医療制度の新しい被保険者証を 7 月上旬に簡易書留郵便で送付しました。 被保険者証は配達する家庭にいる方に直接手渡します(要受領印)。 不在の場合は、郵便局に 7 日間程度保管され、それ以降は市役所に差し戻されますのでご注意ください。 被保険者証が届いたら、住所、氏名などに誤りがないかを確認してください。 なお、古い被保険者証は市役所に返却してください。</p>
<p>询问处: 资格支付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>問合先: 資格給付課</p>

缴纳国民健康保险有困难者请相谈

国民健康保険 納付が困難な方は相談してください



国際情報プラザだより (中国語)

<p>因企业休业废业、失业等特别原因致使缴纳保险费有困难的人，可以申请保险费减免(减额)。</p> <p>申请减免(减额)保险费必须是家庭成员内年满18岁以上加入国民健康保险的人都需要申告 2015 年度(2014 年全年)的所得。</p> <p>还没有申告过的人，请去保险料课或是行政服务中心办理手续。</p>	<p>じぎょう きゅうはいぎょう しつぎょう とくべつ りゆう ほけんりょう のうふ こんなん かた 事業の休業や失業など特別な理由で保険料の納付が困難な方は、 しんせい ほけんりょう げんめん げんがく ばあい 申請により保険料の減免(減額)ができる場合があります。 ほけんりょう げんめん げんがく しんせい さいいじょう こくみんけんこうほけんにゆうしゃ 保険料の減免(減額)申請をするには、18歳以上の国民健康保険加入者 ぜんいん へいせい ねんど へいせい ねんちゅう しょとくしんこく ひつよう 全員が平成27年度(平成26年中)の所得申告をしておく必要があります。 ほけんりょう げんめん げんがく しんせい しょとくしんこく ほけんりょうか ざうせい 保険料の減免(減額)申請や所得申告は、保険料課または行政サ ービスセンターで手続きしてください。</p>
<p>询问处：保险料课 TEL 06-4309-3168/ FAX 06-4309-3807</p>	<p>といあわせさき ほけんりょうか 問 合 先：保険料課</p>

<p>征收未缴款</p>	<p>みしゅうきん ちようしゅう 未收金を徴 収 します</p>
<p>强化介护保险费、保育所保育费未缴款的征收。对于缴纳介护保险费、保育所保育费中的长期滞纳者以及有足够收入和有能力却无故滞纳者，在进行催缴以及缴纳交涉的同时，还将进一步采取财产抵押等法制手段。</p> <p>为了确保和在缴纳期限之前缴付者的公平性，为了维持各种制度，请予以理解和协助。</p>	<p>かいごほけんりょう ほいくしよほいくりょう みしゅうきん ちようしゅうきょうか おこな 介護保険料、保育所保育料の未収金の徴 収 強化を行います。 かいごほけんりょう ほいくしよほいくりょう ちようきかんだいのう かた じゅうぶん 介護保険料、保育所保育料のうち、長期滞納している方や充分 しゅうにゅう しりょう りゆう たいのう かた しほら な収入や資力がありながら理由もなく滞納している方には、支払 さいこく のうふこうしょう さしおさき ほうてきそ ち すず いの催告や納付交渉を行うとともに、差押えなどの法的措置を進 めていきます。 のうきげん のうふ かた こうへいせい かくほ かくしゅせいで い じ 納期限までに納付している方との公平性を確保し、各種制度を維持 りかい きようりよく ねが するため、理解と協 力をお願いします。</p>
<p>询问处：未收金特别对策室 TEL 06-4309-3019/ FAX 06-4309-3875</p>	<p>といあわせさき みしゅうきんとくべつたいさくしつ 問 合 先：未收金特別対策室</p>

<p>老人医疗(部分补助)医疗证(65 岁以上)</p>	<p>ろうじんいりょう いちぶじよせい いりょうしやう さいいじやう 老人医療(一部助成)医療証(65歳以上)</p>
<p>从8月1日起使用新的老人医疗(相当于自己负担金额等的部分补助)医疗证。</p> <p>可以继续使用的人，将在7月中旬收到新的医疗证(淡蓝色)。旧的医疗证(黄色)请在8月1日以后交还到医疗补助课或者行政服务中心(可邮寄)。</p> <p>老人医疗(部分补助)医疗证和健康保险被保险者证同时向医疗机关出示时，保险治疗的自己负担金额(10%~30%)可以得到补助。</p> <p>对象年龄是65岁以上符合相关条件者。 有关条件等详细内容请向医疗补助课询问。</p>	<p>ろうじんいりょう いちぶたんきんそうとうがくとういちぶじよせい いりょうしやう がつ にち あたら 老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証は、8月1日から新しくな ります。 ひ つづ たいしやう かた あたら いりょうしやう そらいろ がつちゅうじゆん そうふ 引き続き対象となる方へは、新しい医療証(空色)を7月中旬に送付しま ふる いりょうしやう きいろ がつ にちいこう いりょうじよせい ざうせい す。なお、古い医療証(黄色)は、8月1日以降に医療助成課または、行政 へんきかく へんきかく じゆうそうか サービスセンターへ返却してください(郵送可)。 ろうじんいりょう いちぶ じよせい いりょうしやう けんこうほけんひほけんしやしやう どうじ 老人医療(一部助成)医療証は、健康保険被保険者証などと同時に いりょうきかん ていじ ぼけんしんりやう じこふたんがく わり わり いちぶじよせい 医療機関へ提示すると、保険診療の自己負担額(1割~3割)の一部助成が う 受けられるものです。 たいしやう さいいじやう じやうけん あ かた 対象は65歳以上で、条件に当てはまる方です。 じやうけんなどくわ いりょうじよせい といあわ 条件等詳しくは、医療助成課へお問合せください。</p>
<p>询问处：医疗补助课 TEL 06-4309-3166/ FAX 06-4309-3805</p>	<p>といあわせさき いりょうじよせい かい 問 合 先：医療助成課</p>

<p>产后支援事业</p>	<p>さんご じぎやう 産後ケア事業</p>
<p>对于产后易处于身心不安定时期的母亲和婴儿为对象，在设施内进行母体护理、婴儿护理、育儿相談・指导等支援。</p> <p>可以短期住宿，也可以当日来回。利用者需要事先提出申请。</p> <p>【対象】 市内居住，有出生未满4个月的婴儿，对育儿感到不安、身体欠佳等的母亲，并且产后得不到家庭在家务・育儿等方面充分帮助的人。</p> <p>※有关费用等详细情况请向母子保健・感染症课询问。</p>	<p>しゅつさんご はしんしん ふあんでい じ き かあ あか 出産後の心身ともに不安定になりがちな時期にあるお母さんと赤 たいしやう しせつ ぼたい にゅうじ いくじそやだん しどう ちゃんを対象に、施設で母体ケア、乳児ケア、育児相談・指導など おこな を行います。 しゅくはく ひがえ りやう じぜん ショートステイ(宿 泊)、デイサービス(日帰り)が利用できます。事前 りやうしんせい ひつよう に利用申請が必要です。 たいしやう 【対象】 せいご げつみまん にゅうじ いくじふあん たいちやうふりやう しな 生後4 か月未満の乳児がいる育児不安や体調不良がある市内 ざいじゆう ははおや かぞく か じ いくじ じゆうぶん さんご えんじよ う 在住の母親で、家族から家事・育児などの充分な産後の援助を受 けられない方。 りやうきん くわ ぼ しほけん かんせんしやうか といあわ ※料金など詳しくは、母子保健・感染症課までお問合せください。</p>
<p>询问处：母子保健・感染症课或是各保健中心 TEL 072-960-3805/ FAX 072-960-3809</p>	<p>といあわせさき ぼ しほけん かんせんしやうか かくほけん 問 合 先：母子保健・感染症課または各保健センター</p>

